

令和3年度第1回 城陽市地域公共交通会議

議題（5）

地域連携サポートプランについて（報告）

(5) 地域連携サポートプランについて

1. 活用に至る経緯・目的等

- 平成28年3月「城陽市高齢化社会における地域交通のあり方検討有識者会議」において、公共交通施策の方向付けがされた
 - 高齢化の進行や道路事情、新市街地の形成など、市を取り巻く環境は大きく変化してきている
 - 新名神高速道路 大津ー城陽間の令和6年度の開通や（仮称）京都城陽プレミアム・アウトレットの開業を予定しているなど、まちが大きく動いている状況の中、交流人口の増加など新たな人の流れが生じることが想定されることから、現在居住されている市民の交通手段も含め、改めて公共交通施策の方向付けが必要
 - 令和2年度当初から京都運輸支局に相談
 - 令和3年度対象自治体に城陽市が選定

(5) 地域連携サポートプランについて

項番 2～5. 説明：国土交通省近畿運輸局京都運輸支局

2. 地域連携サポートプランとは

- 日々の生活に密着した日常的な移動は、マイカーのほか、乗合バスやタクシー、地域鉄道等の地域公共交通により支えられています。
- しかしながら、地域公共交通は、人口減少等の影響により、輸送需要の縮小・運転者不足等の厳しい経営環境に置かれています。
- こうしたなか、地方公共団体では、地域公共交通活性化再生法の趣旨に基づき、持続可能な地域公共交通の実現に向けた施策を講じているところです。
- 近畿運輸局では、地域公共交通の確保・維持や利用促進に関する諸課題に対して、自治体とともに解決策を考え、課題解決の糸口を提案することによって、自治体をサポートする「地域連携サポートプラン」の取組を実施（平成28年度～）。

(5) 地域連携サポートプランについて

3. 地域連携サポートプランの進め方

- (1) 自治体との協定締結
⇒ 近畿運輸局（運輸支局）と自治体との間で、「地域連携サポートプラン」協定を締結。
- (2) 現地調査等による現状把握
⇒ 地域公共交通等に関する現地調査や関係者ヒアリングを実施。
- (3) 現状把握などを踏まえた課題整理
⇒ 現状把握の結果を踏まえ、課題を整理。
- (4) 提案に向けた諸調整
⇒ 課題解決に向けた具体策の考案や参考となる好事例を抽出。
- (5) 課題解決に関する提案書の交付
⇒ 近畿運輸局が提案書を交付。
- (6) 提案の実現に向けたフォローアップ
⇒ 課題解決に向けて、提案後も自治体をサポート。

(5) 地域連携サポートプランについて

4. これまでの協定締結自治体

- 令和2年度までの実績は、21自治体。
- このうち、京都では、福知山市（H29.7 提案書交付）、亀岡市（H30.3 同）、久御山町（H31.1 同）、舞鶴市（R2.11 同）の4自治体が活用。

5. 城陽市との協定締結

- 締結日：令和3年11月24日（於：城陽市役所）
- 出席者：城陽市長、京都運輸支局長 ほか



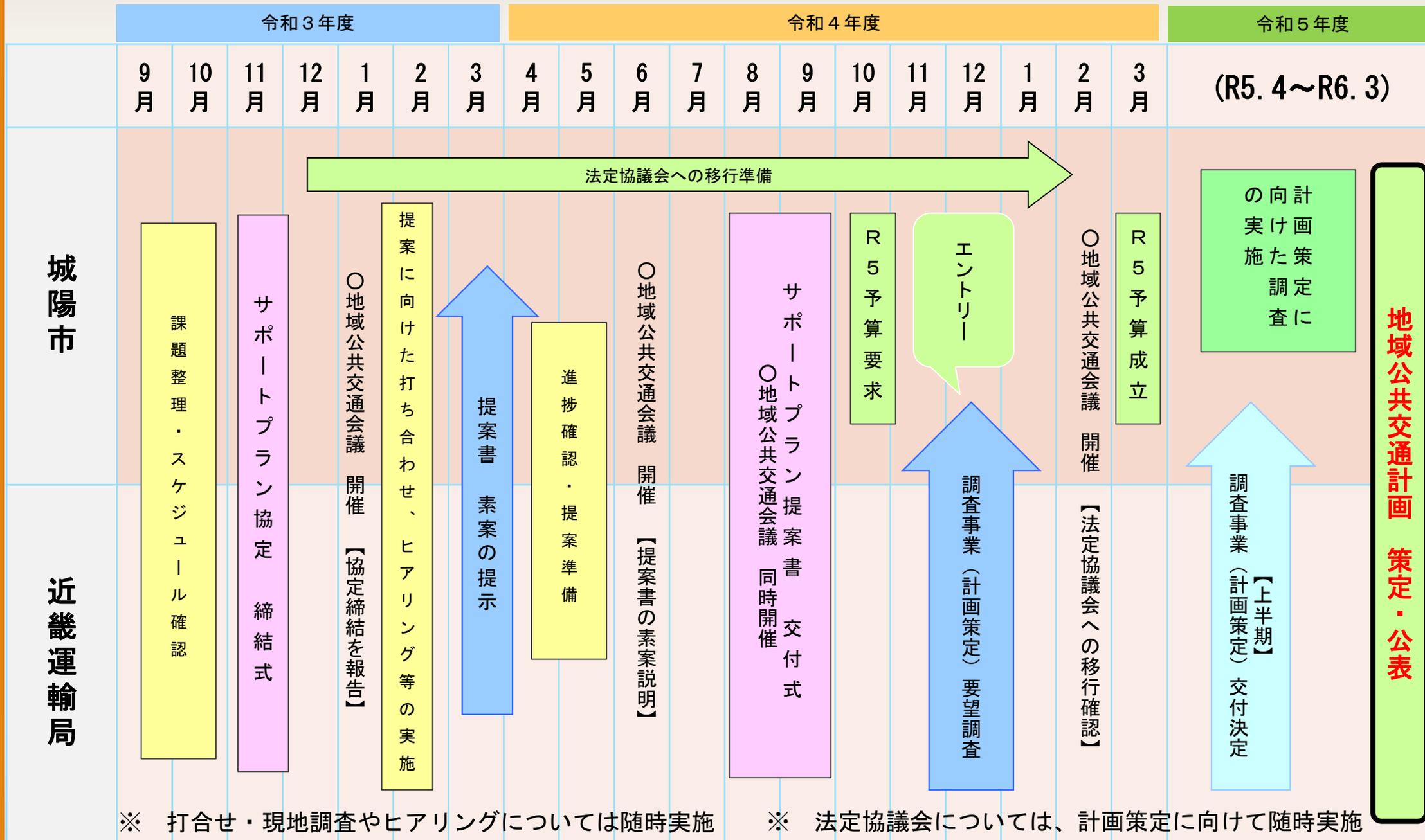
近畿運輸局では、城陽市職員の皆様方と連携・協力を深めつつ、課題解決に向けた取組を進めてまいりますので、委員の皆様方におかれましてもご理解を賜りますようお願い申し上げます。

(5) 地域連携サポートプランについて

6. 法定協議会への移行

	地域公共交通会議	法定協議会
根拠法令	道路運送法施行規則 (第9条の3)	地域公共交通の活性化及び再生に関する法律 (第6条)
目的	地域の実情やニーズに応じた適切な「地域公共交通」の形態及び運行ルート、運行回数、運賃などについて協議し、合意形成を図る	地域公共交通計画の策定及び計画に位置付けた事業実施に関し必要な協議を行う
対象交通モード	バス・タクシー (乗合) ・ 自家用有償旅客運送	多様な交通モード
計画策定及び事業実施における補助金の受領	行えない	行える
設立のメリット	会議で協議が調ったとき、下記手続きを簡略化・弾力化することが可能となる ・経路の設定 (路線の新規・変更) ・運賃設定 等	計画策定等にあたり、国からの支援を受けられることができる (国補助は、市町村や交通事業者に対してではなく、協議会に対して行われる)

城陽市 地域連携サポートプラン スケジュール（予定）



※ 打合せ・現地調査やヒアリングについては随時実施

※ 法定協議会については、計画策定に向けて随時実施